



病状説明等の勤務時間内の実施について（お願い）

当院では、患者さんに安全で安心な医療を提供するため、医師からの病状や治療方針の説明をできるだけ分かりやすく行い、患者さんやご家族の同意を得た上で、診療を進めるよう心掛けております。

この病状説明については、できる限り患者さんやご家族のご意向に沿って、勤務時間外においても実施していましたが、今般医師の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省からも医療従事者の長時間労働の改善について取り組みが求められております。

つきましては、当院においても医師の負担軽減と労働時間短縮に向けた取り組みの一つとして、現在行っています病状説明等については、医師が緊急と判断した場合を除き、平日の勤務時間内に限らせていただきます。

皆様には、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

石川県済生会金沢病院
病 院 長

